



JETRO

アルジェリアにおける グリーンエネルギー分野の ビジネスチャンス

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部

2022年10月



目次

I. アルジェリア市場の概要	3
II. 政策・規制制度の概要	16
III. 海外とのパートナーシップ	28
IV. 現在進行中の再生可能エネルギー計画	37
V. 日本企業のビジネスチャンス	40
VI. 付属資料	43
1. 関連組織一覧	
2. 法令一覧	

JETRO

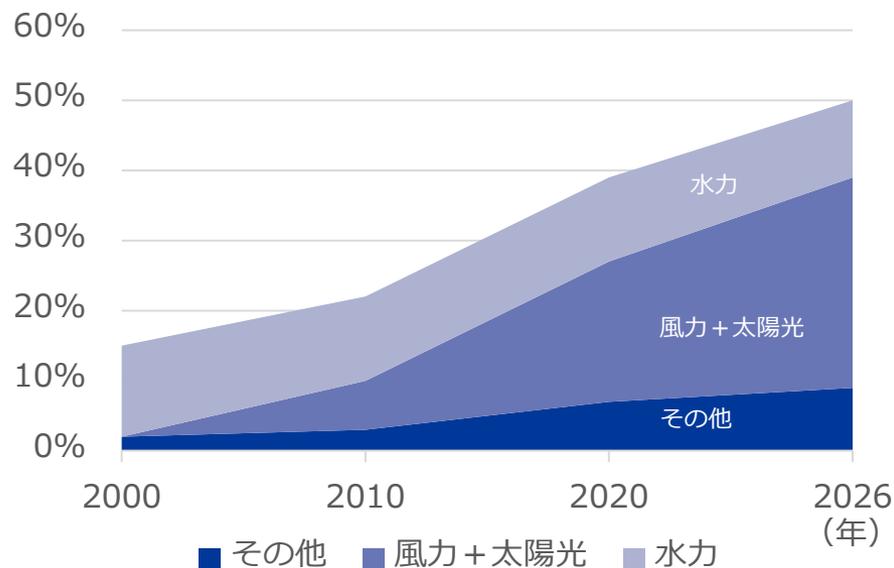
I. アルジェリア市場の概要

1 | アルジェリア近隣諸国のエネルギー需要

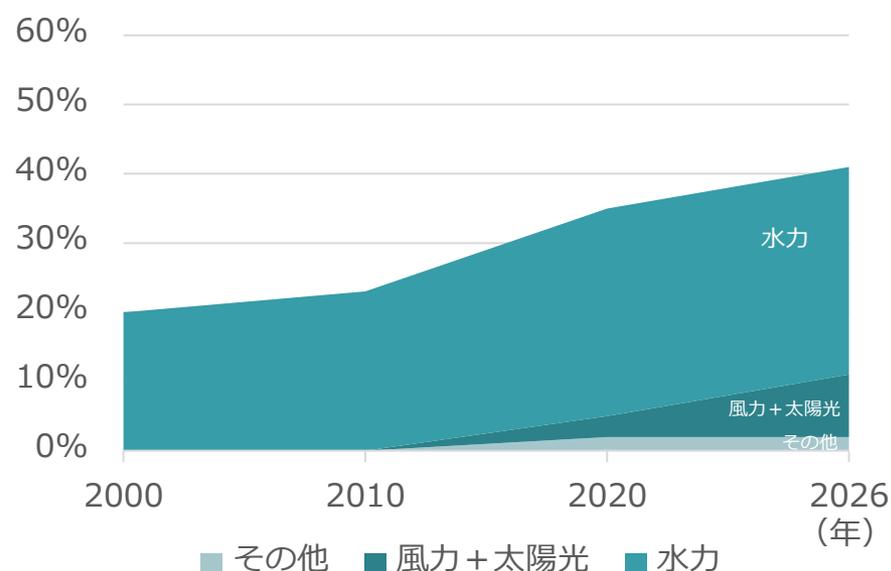
- 再生可能エネルギーの需要が増大するEUとサブサハラアフリカが交差する場所に、アルジェリアは位置している。
- 欧州・アフリカ大陸の再生可能エネルギーの成長は、風力と太陽光発電が中心となっている。
- EUでは、500GWの設備容量（2020年）を、2026年までに800GWへ増加予定。
- サブサハラアフリカでは、再生可能エネルギーの設備容量が、2026年までに33GWに到達する予定。

2000年～2026年の発電量に占める再生可能エネルギーの割合

EU



サブサハラアフリカ

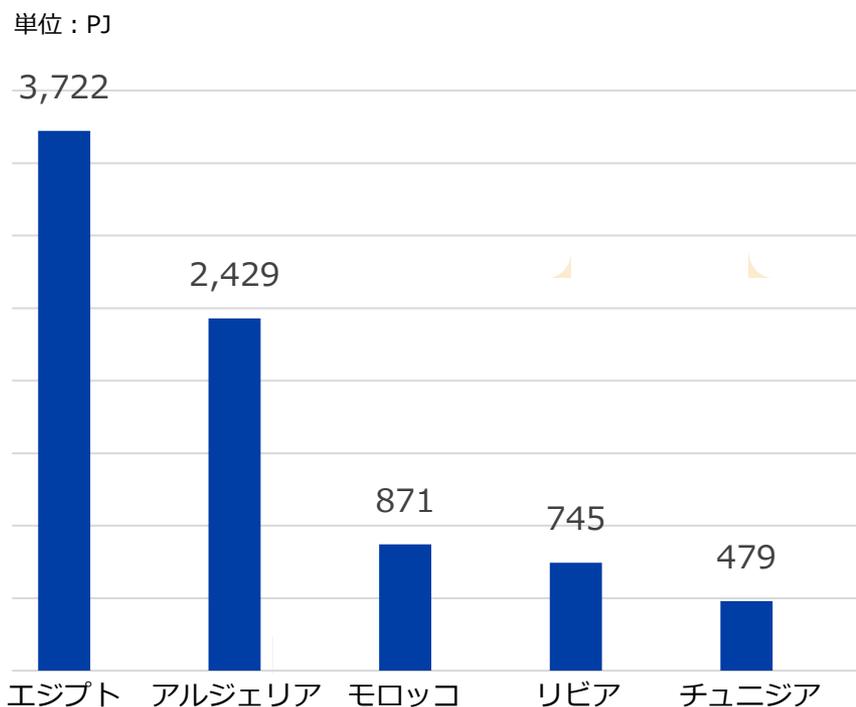


(出所) 国際エネルギー機関 (IEA) 世界エネルギー見通し2021年版

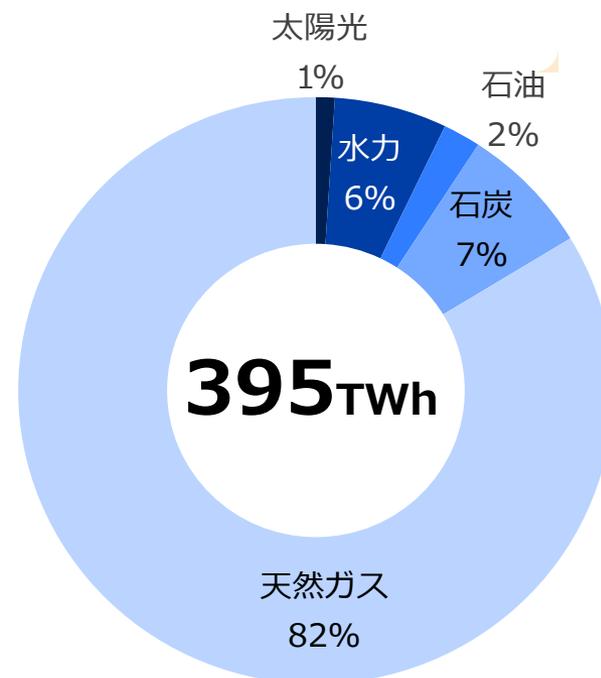
2 | 北アフリカにおける再生可能エネルギー需要

- 北アフリカ諸国による一次エネルギー消費量は、アフリカ全体の27%を占める。
- エネルギー総生産量に占める再生可能エネルギーの割合は低い。

北アフリカの一次エネルギー消費量（2018年）



北アフリカの電源別発電量（2019年）

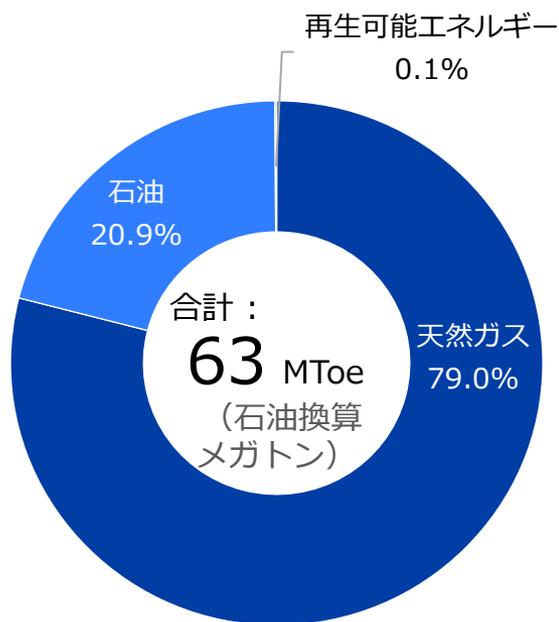


(注) アフリカ全体の一次エネルギー消費量は、約33,000PJ
 (出所) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 「再生可能エネルギー市場分析 (アフリカ)」 (2022年)

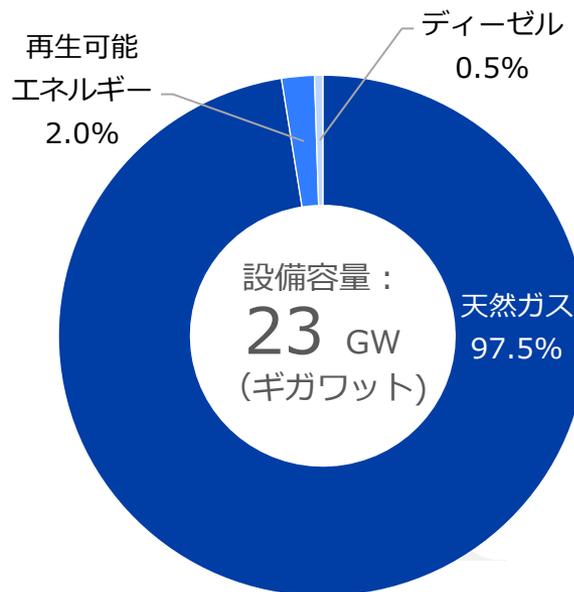
3 | アルジェリアにおける再生可能エネルギーの現状

- 主な電力発電源は天然ガス。
- 一次エネルギー総生産に占める再生可能エネルギーの比率は僅少に留まっている。
- 再生可能エネルギーのなかでは、ソーラーパネルによる太陽光発電が主要。現在、水力発電は再生可能エネルギーの1/3を占めるが、水力発電向け用地が不足しているため、今後の拡大は難しい。

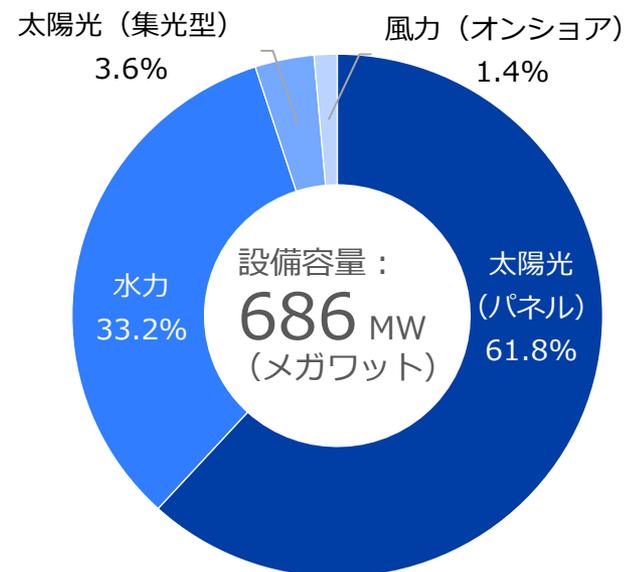
一次エネルギー生産
(2019年)



電源別発電量
(2021年)



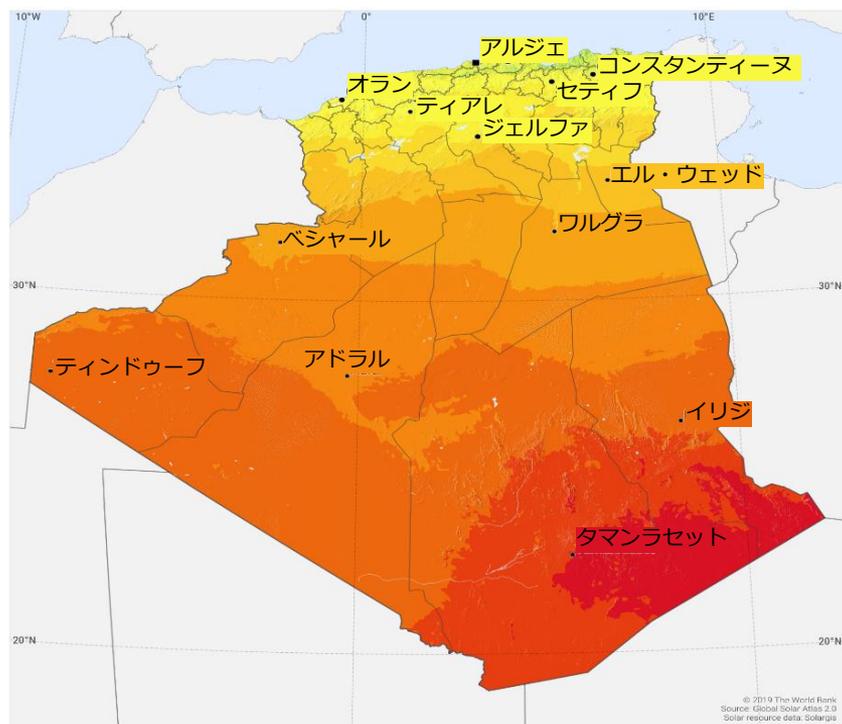
供給源別再生可能エネルギー
生産量(2020年)



4 | アルジェリアにおける太陽光発電の可能性

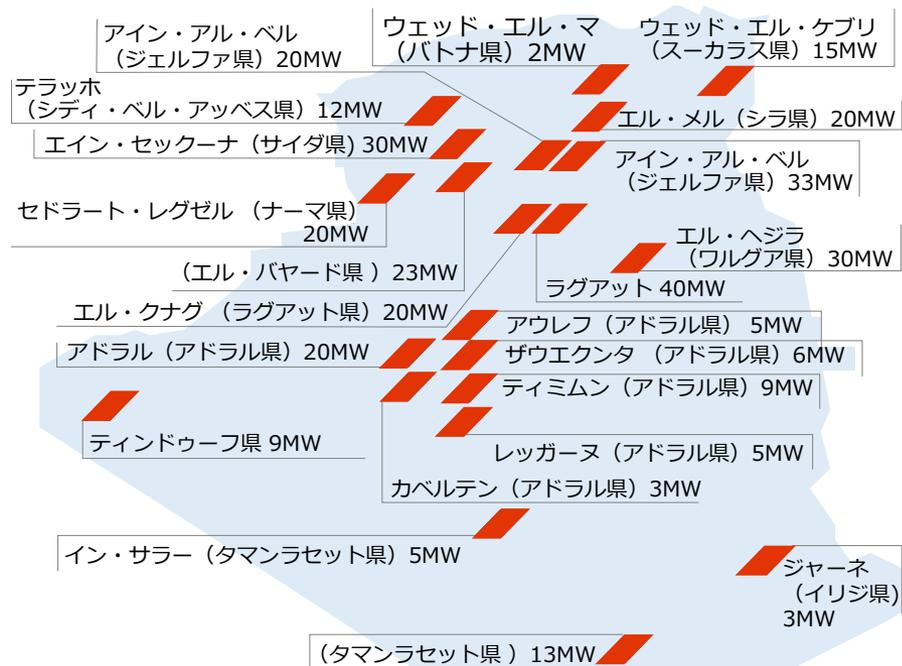
- アフリカ最大の面積（238万2,000m²）を有するうえに、世界有数の日射量を誇る。日照時間は最大3900時間で、年間平均日射量は北部が5kWh/ m²、南部が6.6kWh/ m²となっている。
- 太陽光発電所の大半はアルジェリア南部に位置している。

太陽資源マップ



(出所) ソーラー・アトラス・グループ (世銀)

太陽光発電所マップ

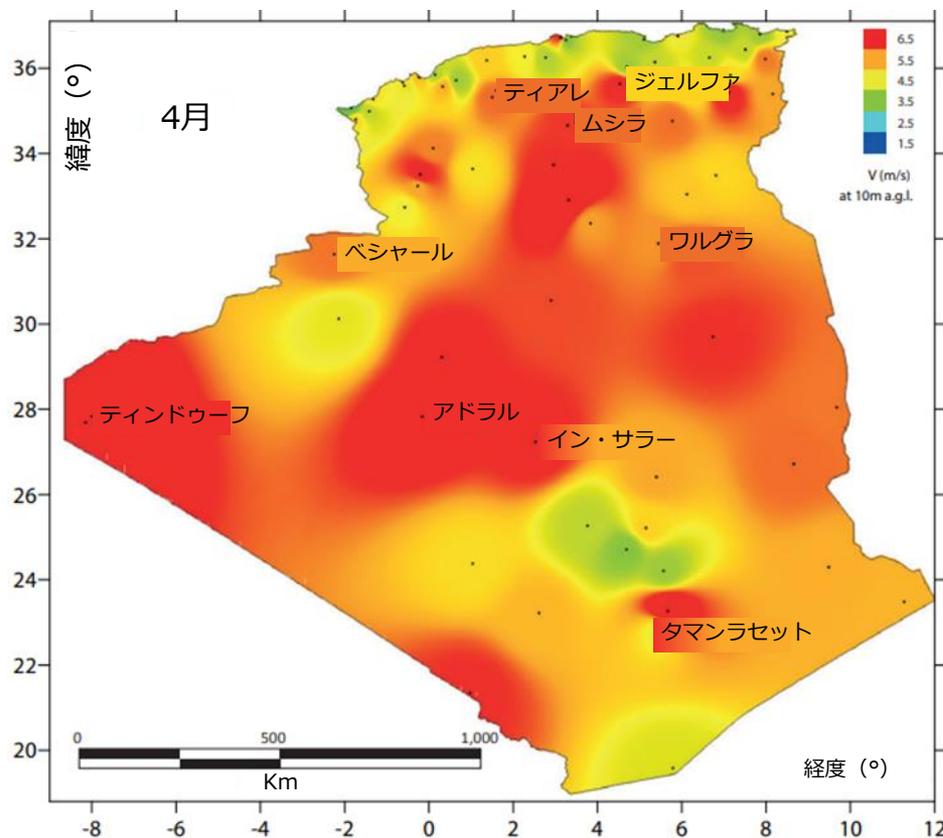


(出所) アルジェリア 再生可能エネルギー・エネルギー効率局 (CEREFE) 報告書 2020年版

5 | アルジェリアにおける風力発電の可能性

- 風力発電能力は中程度だが、高さ50mで300~400W/m²の電力密度がある地域も存在する。

風力発電所開発に有利な地域（赤色）



(出所) アルジェリア 再生可能エネルギー・エネルギー効率局 (CEREF) 報告書 2020年版

6 | アルジェリアにおけるその他エネルギー技術の現状

エネルギー技術	現状
アンモニア	<ul style="list-style-type: none"> 年間合計最大500万トンの生産能力を有する3つのアンモニア・コンビナート（Sofert/ Orascom CI、SBGH、Fertiberia）がある。 年間生産量200万トンのうち、95%は輸出されている。 グリーンアンモニア関連ビジネスは発展する可能性がある。
水素	<ul style="list-style-type: none"> 国営石油ガス会社ソナトラック社は、アルジェリアの3大製油所（アルゼブ、アルジェ、スキクダ）で原油を水素化処理し、より付加価値の高い石油製品を生産している。一日の生産量は12,000トン。 水素産業の国家戦略を策定する国家委員会が設立されている。 グリーン水素、ブルー水素産業は発展する可能性がある。
二酸化炭素回収・貯留（CCS）	<ul style="list-style-type: none"> BP/Equinor/Sonatrachコンソーシアムが主導するイン・サラールガス計画では、2000年代から稼働しているイン・サラール油田の生産ガスから年間100万トンのCO2を除去し、世界初の回収・隔離を達成している。
省エネ	<p>以下の普及・発展に向けたキャンペーンを実施：</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽熱温水器 液化石油ガス（LPG）コンバージョンキット 建物の断熱処理 全ての公共インフラにLEDランプ導入

（出所）ドイツ国際協力公社（GIZ）「アルジェリアにおける『Power-to-X』展開の可能性に関する調査研究」、プレスリリース

7 | 再生可能エネルギー分野のステークホルダー

- 再生可能エネルギー分野には多くのステークホルダーが関わっており、依然として公的セクターが優位を占める。

管轄	独立団体	独立団体の役割
首相	CEREFÉ アルジェリア 再生可能エネルギー・エネルギー効率局	戦略的国家プログラムのための分析・提言のオブザーバー。
エネルギー・鉱山省 (MEM)	CREG 電気ガス規制委員会	50MW未満の太陽光IPP事業計画のための国内入札。
エネルギー転換・再生可能エネルギー省 (METEER)	APRUE エネルギー使用合理化推進庁	特定機器 (LED、太陽熱温水器、LPGコンバージョンキットなど) の国内入札。
	SHAEMS Sonatrach (ソナトラック、アルジェリア国営炭化水素公社) と Sonelgaz (ソネルガス、アルジェリア電気ガス公社) による各50%出資の合併事業会社。	50MW以上の太陽光・風力IPP事業計画の国際入札。 同国営公社はIPP事業のプロジェクト会社 (特別目的事業体) に出資を行う (25%以下)。

(出所) 各機関ホームページ、現地報道等

8 | 再生可能エネルギー分野のステークホルダー

- ソナトラックとソネルガスの2つの公社が再生可能エネルギー分野における2大プレーヤー。
- 再生可能エネルギーは両公社にとって重要な戦略目標となっている。

公社	事業	役割
ソナトラック (アルジェリア 国営炭化水素公社)	ソナトラック	ソナトラックの石油・天然ガス開発施設のソーラー化。
	国際石油企業との合併事業 (トタル、BP、アナダルコ、エニなど)。	ソナトラックと合併事業を行う石油企業グループの石油・天然ガス開発施設のソーラー化。
	アルジェリアエネルギー社 (AEC) IPP事業契約に基づく海水淡水化プラントの運営を担う100%子会社。	海水淡水化プラントのソーラー化。
ソネルガス (アルジェリア電気ガス公社)	SKTM ソネルガスのネットワークに接続されていない発電所の運営を担う100%子会社。	ディーゼル発電所のハイブリッド化に関するEPC (設計・調達・工事) 契約のための国内入札。

10 | アルジェリア経済への影響

- 現在、再生可能エネルギー政策がアルジェリア経済に与える影響は限定的となっている。
- 長期的には、国家エネルギー転換計画の目標が達成されれば、再生可能エネルギーがアルジェリア経済に与える影響は重要なものとなる。

2015年 再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化の開発・促進に特化した国家計画 (PNEREE)	2030年 目標 (合計22GW)	2020年 国家エネルギー転換プログラム	2035年 目標 (合計16GW)
太陽光 (パネル) 発電	13.5GW	太陽光 (オングリッド) 発電	15GW
太陽光 (集光型) 発電	2GW	太陽光 (オフグリッド) 発電	1GW
風力発電	5GW		
バイオマス等	1.5GW		
プラス効果			

- 経済の多様化
- 輸出用天然ガスの追加確保
- 雇用創生 (1MWにつき10名の雇用)
- 地元の工業化

(出所) アルジェリアにおける再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化の開発・促進に特化した国家計画 (PNEREE) (2011年)、
2020年 国家エネルギー転換計画

11 | 投資の可能性

- 現在、太陽光発電が唯一の投資機会となっている。
- 専門分野次第で、5つのアプローチが可能。現地でリスクを取って投資する投資家が有利となる。

主体	市場参入へのアプローチ	参入方針
独立系発電事業（IPP）投資家	国際入札： 「1000MWソーラーパネル」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーラーパネルによる太陽光発電所計画の建設・運営・資金調達 ・ SHAEMS社と合併事業を行うプロジェクト会社
IPPのためのEPC（設計・調達・工事）業者	制限入札（現地企業のみ等）： 「1000MWソーラーパネル」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整地契約
設備・サービス輸出業者	「1000MWソーラーパネル」事業のEPC契約入札 販売パートナー・ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認国際信用状（L/C）による直接販売
再生可能エネルギー機器メーカー	地域単独投資または地元企業との提携による投資 「1000MWソーラーパネル」事業事業入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーラーパネルの提供 ・ 設置架台（金属構造物）の提供 ・ ストレージバッテリーの提供 ・ 特定電気設備の提供
設計・エンジニアリング事務所	「1000MWソーラーパネル」事業事業入札 IPP もしくは EPC契約の顧客	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地パートナーによる直接設置やサービス提供

12 | 潜在的輸出市場

- EUへのエネルギー（太陽光または水素）輸出の可能性を持つ。
- サブサハラアフリカへの製造拠点またはサービス拠点となる可能性を持つ。

EUへのエネルギー（太陽光または水素）の輸出



- 以下の条件を満たせば、イタリア（チュニジア経由）やスペインに太陽光発電を輸出できる。
 - ・ kWh単位の価格競争力。
 - ・ 送電・蓄電ネットワークの可用性と信頼性。
- 既存のパイプラインからブルー水素またはグリーン水素輸出の可能性はある。

アルジェリアからサブサハラアフリカへの設備・サービスの輸出

- アルジェリアをハブとして近隣諸国への様々な輸出が可能：
 - ・ 再生可能エネルギーに関連した「Made in Algeria」の設備の販売。
 - ・ エンジニアリング等、各種サービスの販売。
 - ・ 発電所計画を展開するためのEPCC（設計・調達・建設・運用）ノウハウ提供。

JETRO

II. 政策・規制制度の概要

1 | 気候変動対策のための取組方針：国際条約（1）

- アルジェリアは、気候変動対策のために、UNFCCC、京都議定書、パリ協定等の国際条約を批准している。

(A) 「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」への批准（1993年）

- アルジェリアは1993年に「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」を批准。
- アルジェリアは国際連合開発計画（UNDP）の支援を受け、UNFCCC実施に向けた措置に関する「国家報告書」を2件作成し、提出している。
- アルジェリアは2022年に3件目の「国家報告書」と「第1回隔年報告書」（更新版）を提出する予定。

(B) 「京都議定書」への批准（2005年）

- UNFCCCに続き、京都議定書は温室効果ガス排出量削減を目的としている。
- 2005年2月16日、アルジェリアは京都定義書を批准。

2 | 気候変動対策のための取組方針：国際条約（2）

（C）パリ協定への批准（2016年）

- 2016年10月20日、アルジェリアは気候変動に関する「パリ協定」を批准した。
- 「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」の追加議定書であるパリ協定は、制裁措置はないものの、拘束力を有する。
- アルジェリアは、温室効果ガスの影響に対して脆弱であり、かつ主な電力発電源は天然ガスであるゆえに自国には責任がないと評価し、パリ協定による国際連帯の恩恵を受ける権利があると考えている。
- パリ協定では、「国が決定する貢献（NDC）」の提出が求められている。
- アルジェリア環境省の管轄下にある「国家気候委員会（CNC）」は、気候変動プログラムを監視・評価し、本分野での国の公約を実現するための方策を提案するために設置された。
- 2015年7月26日、CNCは、UNFCCCの2つの柱である温室効果ガス排出の緩和と気候変動の影響への適応を中心とした「国が決定する貢献案（INDC）」を最終決定。
- 「国が決定する貢献案（INDC）」のなかで、アルジェリアは2030年までに温室効果ガスの排出量削減を約束。国内財源による通常通りの排出スキームで7%、外部資金援助と技術移転を条件として22%の削減を目標としている。
- 2021年～2030年の期間で計画されている「国が決定する貢献案（INDC）」の実施に向け、アルジェリアは2018年、ドイツ国際協力公社（GIZ）とともに、2018年～2022年の期間で「国が決定する貢献案のための気候ガバナンス強化」計画を立ち上げた。パリ協定の要件を満たすため、国および地方レベルで気候変動に関するガバナンスを強化することを目的としている。

3 | 気候変動対策のための取組方針：国内での取組（1）

- アルジェリアが気候変動対策のため、国内で行っている取組は次のとおり。

(A) 「持続可能な開発と環境のための国家行動計画（PNAE-DD）」（2020年～2024年）

- PNAE-DDは、アルジェリアが環境分野で実施を計画している全行動を定めた5カ年計画である。2002年に策定され、2016年に改訂された「持続可能な開発と環境のための国家戦略（SNEDD）」を実施するもので、アルジェリアにおける環境政策を定めている。※現在のSNEDDは、2017年～2035年の期間を対象としており、「循環型経済」「気候変動」「砂漠化」「持続可能な農業」「ガバナンス」の5つの柱で構成されている。
- 2002年1月に、「環境に関する国家戦略（2001-2011）」とともに公表された第1次「持続可能な開発と環境のための国家行動計画（PNAE-DD）」は、2002年から2011年までの期間に関するもの。
- 2013年に承認された第2次PNAE-DDは、2014年から2021年までの期間に関するもので、海洋環境と海岸線の保護、産業公害対策、廃棄物管理の改善、生物多様性の保全、気候変動対策などに関する一連の対策が規定されている。
- 2015年7月27日付デクレ（政令）第15-207号では、PNAE-DDの定義を定めている。
(PNAE-DDが定義するもの)
 - 優先的に取り組む環境保護活動
 - 実施のための人的・資金的リソースとスケジュールの特定
 - 環境破壊やエネルギー非効率に伴うコスト及びその修復にかかるコストの分析の更新、提案。
- 2020年～2024年の期間に関するPNAE-DDの更新は、「環境セクター政策支援プログラム（PAPSE）」の枠組みでEUと協働し、環境政策の新しい戦略的枠組みを導入して、環境悪化速度の大幅な低減を目標を予定している。

4 | 気候変動対策のための取組方針：国内での取組（2）

(B) 再生可能エネルギー国家開発プログラム（2020年）

- 2011年に採択、2015年・2020年に改訂された「再生可能エネルギー国家開発プログラム」は、再生可能エネルギーによる発電容量を2035年までに15,000MWに引き上げることを目指している。
- 「再生可能エネルギー国家開発プログラム」の目的：
 - オフグリッドで独立使用できる再生可能エネルギーの生産（分散型の太陽光発電を展開し、低・中電圧配電網に接続する）。
 - 太陽光発電の分野における高品質のインフラ開発。
- エネルギー転換・再生可能エネルギー省（METEER）は2021年12月23日、「1,000MWソーラーパネル」事業への入札を開始。今回の募集は、15,000MWの発電能力のうちの第一部を実施することを目的としている。2022年2月17日に仕様書が公開され、2022年4月30日までに国内外の投資家が技術面・財政面の入札を行った。

(C) グリーン水素国家計画

- アルジェリアのエネルギー転換政策の一環として「グリーン水素国家計画」が策定されている。
- この計画は、エネルギー転換の加速、アルジェリアのグリーン水素産業の構築、天然ガスをグリーン水素に置き換えて産業・輸送・建設といった様々な分野における利用を展開させること、そして発電所を水素発電に転換することを目標としている。

5 | 気候変動対策のための取組方針：国内での取組（3）

- 本計画の策定は、アルジェリアとドイツのエネルギーパートナーシップの枠組みの中で実施され、3段階で構成されている。
 - 第一段階（2022年～2030年）：実証実験やパイロット計画等、グリーン水素の限定的な使用。
 - 第二段階（2030年～2040年）：グリーン水素の市場創出。
 - 第三段階（2040年～2050年）：競争相手への市場開放。

(D) 環境に対する権利についての憲法規定

- 2016年の憲法改正で、環境保護が憲法に導入された。
- 2020年の憲法改正で、憲法前文に、持続可能な開発の枠組みの中で、生産的で競争力のある経済構築の必要性を強調する内容が導入された。環境悪化や気候変動による悪影響への懸念を示唆している。
- 憲法第21条は、健全な環境を確保し、環境リスクに対する意識を高めることは国の義務であると定めている。また国は、水や化石燃料などの天然資源の合理的利用や、陸・海・宇宙における環境保護にも注視しなければならないとしている。
- 憲法第64条は、持続可能な開発の枠組みの中で、国民が健全な環境の中で生活する権利を認めている。さらに、環境保護に関する個人ならびに法人の義務を法で定めると記している。

6 | 再生可能エネルギー政策に関する法制度（1）

- アルジェリアは2002年に、パイプラインによる電力とガスの配給に関する2002年2月5日付法律第02-01号（改正）を制定。電力生産の自由化、および再生可能エネルギーによる電力生産の地方分散化を図る。
- 電力・ガス市場の競争力と透明性の確保に向けた「電力・ガス規制委員会（CREG）」を設立。CREGの活動は、「国家再生可能エネルギー促進プログラム」の実施、および発電源証明メカニズムや資金調達手段を通じて実施される。
- このような背景のもと、アルジェリアは、持続可能な開発の枠組みにおける再生可能エネルギーの促進に関する2004年8月14日付法第04-09号を採択した。また、外部からの資金調達を容易にする最近の投資法改正により、本セクターは外国人投資家にも開かれたものとなっている。

(A) 発電源証明メカニズム

- 2015年2月11日付デクレ（政令）第15-69号（2017年改正）には、発電源証明書の取得条件が定められている。
- 「電力・ガス規制委員会（CREG）」が発行する発電源証明書により、再生可能エネルギーによる電力であることを証明すれば、固定価格による売電等の様々な特別制度の恩恵を享受できる。

7 | 再生可能エネルギー政策に関する法制度 (2)

(B) 固定価格買取制度

- 2013年6月18日付デクレ（政令）第13-218号（改正）には、固定価格による売電の助成金の条件が定められている。再生可能エネルギーやコージェネレーション発電によって、発生する余分なコストをカバーし、固定価格買取制度により採算性を確保することを目的としている。
- 買取価格は2014年の複数のエネルギー大臣省令で定められており、入札の枠内で選ばれた電力事業者が恩恵を受ける。この恩恵を受けるためには、電力生産者は自身の設備を送電網や配電網に接続しなければならない、これが事実上困難となっている。

(C) エネルギー管理および再生可能エネルギーのための国家基金

- 再生可能エネルギー推進には「エネルギー管理および再生可能エネルギーとコージェネレーションのための国家基金」設立も含まれる。
- 本基金が貢献する活動や計画：
 - 再生可能エネルギーとコージェネレーションの促進。
 - エネルギー管理プログラムの活動や計画。
 - 銀行からの融資に対する保証付与。
- 本基金は「石油使用料の1%」により補われ、再生可能エネルギー源および（もしくは）コージェネレーションによる発電の余分なコストを賄うことを目的としている。
- 本基金の受益者は、2017年に再生可能エネルギーまたはコージェネレーションの製造のために導入された特定の入札手続きに従い、1社もしくは複数の電気生産者と電力購入契約を締結した配電事業者である。

8 | 再生可能エネルギー政策に関する法制度 (3)

(D) 再生可能エネルギーの外資への解放

- 2021年4月17日付デクレ（命令）第21-145号の公示によると、再生可能エネルギーによる電力生産について外資の出資比率を最高49%に制限する「49/51措置」の廃止が提示されている。
- 実際に、活動コード「102 203」（電力の生産、配給、輸送）は、いわゆる「戦略的活動コードリスト」に含まれていないため、「49/51措置」ルールが適用されない。
- 2020年財政法および2020年補正財政法により、国内投資、戦略的投資、海外投資、混合投資に関する外部資金調達に門戸が開かれている。

9 | 省エネ政策に関する法制度（1）

- アルジェリアは省エネ政策を次のとおり行っている。

(A) 大気中へのCO2放出

- CO2が大気中に排出された場合、排出物として扱われ、廃棄物にはならない。
- 環境保護に関する2003年7月19日付法第03-10号（改正）は、温室効果ガスの大気中への排出を大気汚染と見なしている。温室効果ガスの排出者は、温室効果ガスの除去もしくは削減のためにあらゆる努力を行うものとする。同法では、温室効果ガスを除去もしくは削減する機器の輸入に対する金銭的および関税的な優遇措置を定めている。
- 2006年4月15日付執行政令第06-138号は、ガス、煙、蒸気、液体、固体粒子の大気中への排出規制、ならびにそこで実施される検査条件を定めている。温室効果ガスの排出に責任のある施設は、これらの排出を回避、防止、削減するように設計、運用しなければならないとしている。また、温室効果ガスの大気中への排出は、排出源付近で特定し、捕捉しなければならない。

(B) CO2貯留

- CO2は、CO2隔離技術や地中貯留技術によって地下に蓄えられると「廃棄物」となる。
- アルジェリアでは、ソナトラック、BP、スタットオイルによる合併事業「イン・サラーガス工場計画」の一環として、CO2貯留のテストを実施。複数のガス田から発生したCO2を取り出して圧縮、輸送して地下に貯留した。2004年～2011年の間に、約400万トンのCO2が注入された。

10 | 省エネ政策に関する法制度 (2)

- 最近では、イタリア石油大手エニとアルジェリア国営石油公社ソナトラックは、CO2貯蔵における共同機会を模索する意向を発表している。
- CO2貯留・隔離技術の使用は、炭化水素に関する2005年4月28日付法第05-07号（現在は廃止）を改正・補足する2013年2月20日付法第13-01号のなかで初めて言及されている。CO2を含む地中貯留計画の実施は、「フィージビリティスタディ」と「リスクマネジメントプラン」に基づき、炭化水素規制庁（ARH）の認可を受ける必要がある旨が規定された。しかし、これらの規定は、炭化水素事業を規定する2019年12月11日付新法第19-13号には含まれず、また、鉱業法に関する2014年2月24日付法第14-05号では、地中貯蔵庫に言及がない。

(C) CO2の自然貯留

- 緑地の管理、保護、開発に関する2007年5月13日付法第07-06号は、緑地の創出と拡張を促進し、あらゆる建設計画に緑地を含めることを目的としている。緑地から100m未満の距離での建設、廃棄物投棄、樹木伐採が全て禁止されている。
- 「国家気候計画（PNC）」は、持続可能な森林管理、植林・再植林、干ばつや砂漠化の影響を受けた地域の復興を通じ、温室効果ガス排出量の緩和を図ることを規定している。

(D) ブルー水素

- アルジェリアは国家的なグリーン水素計画を策定しているが、排出されるCO2を回収して再利用または貯蔵する、いわゆる「ブルー」水素についてはまだ何の発表も行っていない。
- また、適用される法や規制の枠組みも存在しない。

11 | その他関連政策に関する法制度

- アルジェリアのその他関連政策は以下のとおり。
- アルジェリアには多様なバイオエネルギー資源（農業、都市、工業）があり、原油換算50万トン以上のバイオエネルギーのポテンシャルがあるとされている。
- 持続可能な開発のための再生可能エネルギーの推進に関する2004年8月14日付法第04-09号では、バイオマス、地熱、水力などのいくつもの関連技術が挙げられている。
- 「再生可能エネルギー開発計画」では、バイオマス、地熱、太陽熱を国の電力生産に統合すると言及している。
- バイオエネルギー開発の促進に向け「再生可能エネルギー開発センター（CDER）」は、農業、畜産業、工業、廃棄物管理分野におけるバイオマスや有機廃棄物のエネルギー回収に取り組み、グリーンで再生可能なエネルギー生産を目指している。
- CDERには、太陽熱および地熱のエネルギー開発に関連する計画を実施する「太陽熱・地熱熱力学」研究部門もある。
- エネルギー移行ロードマップの一環として、2021年には、廃棄物回収に関するパイロット計画（ウェッド・スマール埋立地の修復）、地熱エネルギーの可能性の研究、国内の水力発電の可能性の研究が行われた。

JETRO

III. 海外とのパートナーシップ

1 | アルジェリア政府の国際フォーラムへの参加状況

- アルジェリアは、COPやIRENA、WEC等の各国際フォーラムに参加している。
- アルジェリアは 1993 年に「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」を批准しており、1997 年に京都で行われた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）以降、すべての締約国会議に参加している。
- 直近では、2021年11月7日～12日にグラスゴーで開催されたCOP26に参加。環境大臣が代表して出席し、「パリ協定」の公約を守るため「自国で定める貢献（NDC）」を通じてあらゆる国家的手段を動員したと発言した。また、「国家気候計画（PNC）」の実施を通じ気候変動の悪影響を防ぐことを約束し、その義務の履行に向け国際的な技術・財政支援を必要としていることを強調した。
- 2011年12月30日、アルジェリアは「国際再生可能エネルギー機関（IRENA）」規約を批准。IRENAは、国家戦略の実施を支援し、南北協力を通じて再生可能エネルギーに関する情報の交換とアクセスを促進することを主な任務としている。アルジェリアは2021年5月26日、「プログラム・戦略委員会」のメンバーに選出され、その後、同委員会の副委員長、ならびにIRENA倫理諮問委員会のメンバーに選出された。
- アルジェリアは、世界的ネットワークである「世界エネルギー会議（WEC）」のメンバーでもある。WECのアルジェリア委員会は、WECのエネルギービジョンの枠組みの中で、アルジェリアの持続可能なエネルギー開発を促進することを目指している。WECネットワークのメンバーとして、国内、地域、世界のエネルギーに関する議論にアルジェリアからの視点を反映させることに尽力している。

2 | EUとのパートナーシップ

- アルジェリアは、EUと覚書や融資契約等を結び、再生可能エネルギーに関する取組を行っている。
- 「エネルギー分野におけるEUとアルジェリア間の戦略的パートナーシップ」は、再生可能エネルギーを含む共通の課題すべてを対象とした協力の枠組みを定めた覚書（2013年7月7日署名）に続くもの。同パートナーシップの実施形式に関する行政的取り決めが行われ、2015年5月5日、アルジェにて署名された。この会談の枠組みの中でいくつかのアクションが実行に移され、特に2016年5月24日、アルジェで開催された「第1回アルジェリア・EUエネルギービジネスフォーラム」には、500社あまりのアルジェリアと欧州の企業が参加した。
- 2016年のアルジェリア・EU金融協力の枠組みの中で、アルジェリアにおける再生可能エネルギー・エネルギー効率化政策の実施を支援する計画に対し、EUは資金提供を行っている。アルジェリアからは「制度・政策・規制」「再生可能エネルギー」「エネルギー効率」の3つの柱からなる30件の協力プロジェクトが発生している。融資契約は2017年3月に署名された。EUからは1,000万ユーロの予算が割り当てられ、アルジェリアからは100万ユーロの共同融資が予定されている。
- アルジェリアは、2013年にEUが立ち上げた「SwitchMed」計画の恩恵も受けている。本計画は「国連工業開発機関（UNIDO）」、「国連環境計画（UNEP）経済部」、「国連環境計画 地中海地域海行動計画（UNEP/MAP）」、「持続可能な消費と生産のための地域活動センター（SCP/RAC）」が実施している。本計画の目的は、特に循環型経済の推進を通じ、南地中海地域における持続可能な消費と生産への転換を加速させることにある。本計画は、環境省の主導のもと、国連環境計画の技術支援を受け、アルジェリアの「持続可能な消費と生産のための国家行動計画（PAN-MCPD）」の策定を支援し、「再生可能エネルギー国家開発プログラム」とリンクしている。

（出所）エネルギー省、欧州連合

3 | ドイツとのパートナーシップ

- アルジェリアとドイツは、2015年に二国間エネルギーパートナーシップを採択した。特に再生可能エネルギーの分野で両者の関係を強化することを目的としている。
- 協力機関「ドイツ国際協力公社（GIZ）」によって、実施されている活動：
 - 「Power-to-X」：2021年11月、アルジェリアにおけるPower-to-X（グリーン水素）の可能性に関する研究をGIZが発表。2021年12月9日、第3回アルジェリア・ドイツエネルギーデー（Power to X）を開催。2022年2月14日、エネルギー転換・再生可能エネルギー省（MTEER）、エネルギー省（ME）、エネルギー使用合理化推進庁（APRUE）、SHAEMS（合併事業会社）などを対象に、Power-to-Xとグリーン水素に関するトレーニングワークショップを開催。
 - 「企業におけるエネルギー効率化ネットワーク（REEE）」：2019年7月22日、初の企業間パイロットエネルギーネットワーク「REEE」が設置された。8社をグループ化し、産業界におけるエネルギー効率化プログラムの導入に向け継続的なミーティング実施を目指す。
 - 「中小企業のイノベーションと発展に向けた「InnoDev」」：アルジェリアの中小企業や中小産業に向け、公共と民間のコンサルタントを提供するプログラム。さらなる競争力を持った、より環境に優しい企業になることを目指す。
 - 「コミュン・ヴェール（緑の自治体）」：多くのウィラーヤ（アラブの行政区）と自治体に対する、エネルギー計画の実施とエネルギー消費管理の改善支援に向けたプログラム。
 - 「AEDA」プログラム：アルジェリアの職業訓練校および大学卒業者の雇用向上を目的としたプログラム。

4 | フランスとのパートナーシップ

- アルジェリアは、フランスの省庁と協力し、再生可能エネルギーやエネルギー効率についての取組を行っている。
- フランス開発庁（ADF）は、アルジェリアのエネルギー転換を支援している。エネルギー省からの委託を受け、エネルギー転換シナリオのモデル化を目的とした学術協カプログラムの実施に参画している。また、アルジェリア南部（サハラ地域、通称「グラン・スッド」）におけるエネルギーアクセスや再生可能エネルギーによる分散型電力生産の開発にも参画している。
- エネルギー使用合理化推進庁（APRUE）とフランス環境エネルギー管理庁（ADEME）は、建築分野のエネルギー効率化において30年にわたる協力関係を構築している。建築分野を軸に、あらゆる消費分野におけるエネルギー効率を主要テーマとした、今後3年間にわたる協力覚書を交わしている。

5 | イタリア企業とのパートナーシップ

- 「再生可能エネルギー国家開発プログラム」の実施に伴い、アルジェリアの公営企業はイタリアの複数の企業と契約を締結している。
- 2018年、イタリア石油大手エニはソナトラックと協働し、アルジェリア南部のビル・レバア油田に10MWの太陽光発電所を建設した。
- 2021年3月、エニとソナトラック（アルジェリア国営炭化水素公社）の間で、再生可能エネルギー、バイオ燃料、水素を中心とした新テクノロジー分野におけるパートナーシップ構築に関する合意が締結された。この合意は、CO2貯蔵を含む共同機会に対する評価を行うことを目的に、2021年12月に延長された。
- 2021年12月14日、フィメール（Fimer）社とアルジェリア国立電子産業会社（ENIE）は、太陽光発電インバーター製造に特化した合弁事業会社「フィメール・アルジェリア」の設立を定めた契約（2022年に契約開始）を締結した。この提携は、アルジェリア政府の入札や自由市場に対応すべく、太陽光発電インバーターを現地生産することを目的としており、2030年までに13GWの現地設置を目標としている。

6 | その他の協力関係

- その他の協力関係は以下のとおり。
- 2008年6月に「地球環境保全に関するカイロ宣言」に署名したアルジェリアは、アラブ世界における再生可能エネルギーとエネルギー効率の促進を目的とした独立地方組織「再生可能エネルギー・エネルギー効率化地方センター（RECREE）」を設立。
- アルジェリアは2018年3月7日、ニューデリー（インド）にて、2015年のCOP21（パリ）を機に創設された「太陽に関する国際的な同盟（ISA）」に加盟。ISAは、太陽光発電の大幅な増産を目指す政府間機関で、太陽光発電のポテンシャルを有する121カ国が参加している。
- エネルギー使用合理化推進庁（APRUE）は、国家エネルギー管理機関地中海連合（MEDENER）の創設メンバー。MEDENERは、エネルギー効率と再生可能エネルギーの促進を担う欧州・地中海地域の機関を統括している。EUと協働し、地中海地域のエネルギー転換に焦点を当てた「meetMed」プログラムを展開する。
- アルジェリアは2006年から「国際エネルギーフォーラム（IEF）」の執行理事会のメンバーとして活動している。IEFは、1990年代に開始された「エネルギー生産者と消費者の対話」を制度化したもの。1991年にフランスとベネズエラの主導でパリにて第1回会合が開催された。アルジェリアは、執行理事会に参加して以来、IEFで精力的な活動を展開している。

7 | 海外パートナー（国別）（1）

- アルジェリアと協力関係にあるパートナーは各国にある。

国	企業	概要
ドイツ	ベレクトリック社 (Belectric GmbH)	ソネルガスの子会社SKTM社のために、アルジェリア南部で複数の太陽光発電所EPC（設計・調達・工事）を行う。
	ドイツ国際協力公社 (GIZ)	アルジェリアの自治体による再生可能エネルギー・エネルギー効率化テクノロジーの活用を支援する「コミュン・ヴェール（緑の自治体）」プロジェクトの実施に関し、2020年12月に内務省と自治体との契約を締結した。30のパイロット自治体を選出し、プログラムは2023年まで有効。
中国	中国水利水電建設 (シノハイドロSinohydro)	ソネルガスの子会社SKTM社のために、アルジェリア南部で複数の太陽光発電所EPC（設計・調達・工事）を行う。
韓国	大宇財閥 (Daewoo)	ラス・ジネットに容量12MWのコンバインドサイクル発電所を建設。
エジプト	エルスウェディ・エレクトリック (Elsewedy Electric)	送電線、オフロードケーブル、変電所、太陽光発電所の供給・設置・試運転を行う。50MWの太陽光発電所の建設・運営プロジェクトへの投資が進行中。

8 | 海外パートナー（国別）（2）

国	企業	概要
スペイン	アベンゴア (Abengoa)	2011年、アルジェリア南部に25MWの太陽光（集光型）発電所を建設。
フランス	エンジー (Engie)	2018年、エンジーとソナトラック（アルジェリア国営炭化水素公社）は、ガスパイプラインのコンプレッサーステーションにおけるソーラーパネルの設置等、再生可能エネルギー分野における合意プロトコルに署名。
	シュナイダーエレクトリック (Schneider Electric)	2017年、電気機器製造に特化した工業コンビナート設立と、自動電気管理ネットワークのエンジニアリングセンター設立を目的とした、アルジェリア国立電子産業会社（ENIE）およびアルジェリアセメント産業グループ（GICA）との合併事業に署名。
インド	ヴィジャイエレクトリカル (Vijai Electricals Ltd)	大容量変圧器の製造に関するパートナーシップをソネルガス（アルジェリア電気ガス公社）と締結。
アメリカ	ゼネラル・エレクトリック (General Electric)	2014年、ガスタービン、蒸気タービン、オルタネーター、コマンド制御システムを製造する産業団地の設立を目的としたソネルガスとのGEAT合併事業に署名した。 さらに2018年、11GWの発電所10基の保守運用、4MWのエネルギー効率向上システムの追加導入などを含む契約を、ソネルガスと締結した。
イギリス	クラークエナジー (Clarke Energy)	多くの工業用地に発電用ガスエンジンを設置。

（出所）各社ホームページ

JETRO

IV. 現在進行中の再生可能エネルギー計画

1 | 現行の再生可能エネルギー計画

- 現行の大規模プロジェクトは、IPP向け「1000MWソーラーパネル」事業のみ。
- 2023年以降、2030年まで毎年1～2GWの太陽光発電の入札募集を開始する予定。

2021年12月23日の国際入札（第01/MTEER/2021号） ：太陽光発電所の融資、建設、運営を行う投資家（IPP）の募集について

- アルジェリア南部に5か所の敷地を用意。
- 1000MWを5ロットに分割：50MW（1）、100MW（1）、250MW（1）、300MW（2）。
- プロジェクト会社（特別目的事業体、SPV）を通じた発電所の一括建設・運営。
- ソナトラック（アルジェリア国営炭化水素公社）とソネルガス（アルジェリア電気ガス公社）の合併事業会社SHAEMSが、SPVの34%の主要株主。
- 25年間にわたる太陽光発電の買取（電力購入契約、PPA）。
- KWhの最安値に基づき、ロットごとに割り当てられる。
- 2022年4月30日までに技術的・商業的な提案を提出（提出期限が延長の可能性あり）。
- 外国人投資家の場合は銀行保証（500,000米ドル）を提示。

(注1) その他の再生可能エネルギープロジェクトとしては、SKTM（ソネルガスのネットワークに接続されていない発電所の運営を担う100%子会社）のディーゼル発電所のハイブリッド化や、「電気ガス規制委員会（CREG）」による10MW未満のオフグリッド発電所の建設・運営に関する入札の募集などが考えられるが、これらプロジェクトはいずれもまだ具体化していない。

(注2) 大規模な水素プロジェクトは2030年まで展開しない見込み。

(出所) ドイツ国際協力公社（GIZ）報告書、SHAEMS国際入札（www.mteer.gov.dz）

2 | エネルギー効率化プログラム

- 「国家エネルギー転換計画」は、エネルギー効率化政策の実施を目的としている。
- 省エネは、第三次産業、運輸、工業等の多くの産業分野にとってのチャンス。2030年までに3000万Toe（石油換算トン）のエネルギー節約という目標が国の機関によって設定されている。
- しかし、電気料金に多くの助成金が充てられている現在、事業者や顧客がエネルギー消費パターンを変えることはまだ奨励されていない。

対象	省エネ目標（Toe = 石油換算トン）
建築物の断熱	700万
太陽熱温水器	200万
建築物、住居 低消費電カランプ	2,000万
公共照明	100万
公共交通機関 (LPG/CNG燃料の使用)	1,600万
産業セクター (エネルギー監査と工業プロセス検査の普及)	3,000万

JETRO

V. 日本企業のビジネスチャンス

1 | 太陽光発電（ソーラーパネル）のビジネスチャンス（1）

- アルジェリアはIPPを展開する海外事業者を探している。
- アルジェリアは、再生可能エネルギー設備の生産能力を有してはいるが、国家エネルギー転換計画で想定される電気量を考慮すると、さらなる開発が必要である。

設備・活動	太陽光発電 全体のコスト に占める割合 (目安)	現地での 対応能力	現地での 生産能力	日本企業の ビジネス チャンス	備考
ソーラーパネル	40%	あり	450MW	あり 最低550MW	アルジェリアへの輸出。 または現地との産業提携。
設置架台（金属構造物） ソーラートラッカー	10%	あり	300MW	あり 最低700MW	アルジェリアへの輸出。 または現地との産業提携。
ケーブル	10%	あり	100%	なし	地元市場が飽和。
ストレージバッテリー マイクログリッド	10%	なし	なし	1GW	アルジェリアへの輸出。 または現地生産。
インバータ	5%	あり	1,200MW (見込み)	あり	アルジェリアへの輸出。 (現地では、組立工場の計画が進行中)。
エンジニアリング	10%	あり	-	あり	太陽光発電デベロッパーの下請けとして 日本がEPC契約。
EPC（設置・運用）	10%	あり	-	あり	太陽光発電デベロッパーの下請けとして 日本がEPC契約。
O&M（管理・点検）	5%	なし	-	あり	地元企業とのパートナーシップ。

(出所) 各種プレスリリース

2 | 太陽光発電（ソーラーパネル）のビジネスチャンス（2）

- アルジェリアは、再生可能エネルギープログラムの一環として、「Made in Algeria」による現地生産の促進を目指している。
- アルジェリアでの製造拠点設置は、近隣市場であるヨーロッパとサブサハラアフリカのニーズへの対応も可能とする。

日本企業によるアルジェリア市場へのアプローチ方法

アルジェリアへの輸出事業：第三国（中国、トルコ）との厳しい競争により、必ずしも容易ではない。

アルジェリアでの現地生産：日本企業がアルジェリア市場で大きなシェアを獲得するために有益と考えられる。

アルジェリアでの現地生産の方法

設備	必要な生産量	「Made in Algeria」現地生産の方法
ソーラーパネル	最低550MW	オプション1：現地パートナー企業に技術支援を行うライセンス契約。 オプション2：日本メーカーの100%子会社を通じた工場設立。 オプション3：出資比率が過半数もしくは少数派（日本メーカーが選択）の現地パートナー企業との合併事業経由で工場設立。
インバータ	最低500MW	
設置架台（金属構造物） ソーラートラッカー	最低700MW	
ストレージバッテリー マイクログリッド	1,000MW	オプション1：日本メーカーの100%子会社を通じた工場設立。 オプション2：出資比率が過半数もしくは少数派（日本メーカーが選択）の現地パートナー企業との合併事業経由で工場設立。

JETRO

VI. 付属資料

1 | 関連組織一覧 (1)

- アルジェリアは、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」やパリ協定による公約を遵守するべく、数多くの機関を設立している。

機関名	概要	リンク
エネルギー転換・再生可能エネルギー省（MTEER）	2020年創設。エネルギー転換・再生可能エネルギー分野における政策や国家戦略の実施、エネルギーモデルの提案、再生可能エネルギー開発、エネルギーマネジメントを行う。	https://mteer.gov.dz/index.php/fr/
多国間関係総局（DGRM）	外務省管轄。「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」アルジェリア窓口。	http://www.mae.gov.dz/default.aspx
気候変動局（DCC）	環境省管轄。気候変動に関する国家戦略・計画の策定、調整、実施。	https://www.me.gov.dz/a/?page_id=439
新エネルギー・再生可能エネルギー・エネルギー効率局	エネルギー省管轄の「電力・ガス・新エネルギー・再生可能エネルギー総局」が管轄。	https://www.energy.gov.dz/
国家気候変動庁（ANCC）	開発計画の策定、温室効果ガスの影響と削減に関する研究、温室効果ガス排出の国家インベントリ担当。	http://ancc.dz/motdg.html
国家気候委員会（CNC）	気候変動に関する国家戦略や行動計画の調整・監視・評価、公約の実施方法の提案、UNFCCCに提出する報告書の審査を担当。	https://www.me.gov.dz/a/?page_id=173

2 | 関連組織一覧（2）

機関名	概要	リンク
エネルギー使用合理化推進庁（APRUE）	エネルギー効率化の推進と、各セクターのエネルギーパフォーマンス指標の策定を通じたエネルギー管理政策を行う。エネルギー管理観測部門を有する。	http://www.aprue.org.dz/
電気ガス規制委員会（CREG）	公共サービスの実施と監視、電気・ガスの国内市場に関する公的機関への助言、国内市場に関する法規遵守の監視を行う独立機関。	https://creg.dz/index.php
再生可能エネルギー・エネルギー効率化局（CEREFÉ）	国の環境政策、再生可能エネルギーの促進、その実施のために動員するツール、およびその影響についての評価と年次報告書の作成を行う。	https://www.cerefe.gov.dz/fr/accueil/
再生可能エネルギー開発センター（CDER）	再生可能エネルギーに関する研究プロジェクトの開発およびその普及を行い、再生可能エネルギーにおける科学技術の統制、進歩、技術革新を奨励する。	https://www.cder.dz/
48の各ウィラヤー（アラブの行政区）にある地方環境局	各ウィラヤーにおける環境保護、再生可能エネルギー開発、エネルギー管理プログラムの設計と実施を行う。	https://www.me.gov.dz/a/?page_id=439
総合地方環境監査局	環境法による規制の適用を管理し、行政調査および環境保全に向けたあらゆる行動について権限を有する。	https://www.me.gov.dz/a/?page_id=439
経済・社会・環境国家評議会（CNESE）	諮問機関として、環境を含むあらゆる分野における国家と市民生活の対話、協議、提案、予測、分析を行う。	https://www.cnese.dz/fr/
SHAEMS	ソナトラック（アルジェリア国営炭化水素公社）とソネルガス（アルジェリア電気ガス公社）の合併事業会社。再生可能エネルギー事業を促進する。	—

3 | 再生可能エネルギーに関する法令一覧（1）

法令（再生可能エネルギーの普及促進について）	リンク
持続可能な開発の枠組みにおける再生可能エネルギーの促進に関する2004年8月14日付法第04-09号。	http://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2004/F2004052.pdf?znjo=52
再生可能エネルギー生産もしくはコージェネレーション生産と国家電力供給システムへの統合のための入札手続きを定める2017年2月26日付デクレ（政令）第17-98号。	https://www.energy.gov.dz/Media/galerie/decret_17-98_5b6854c307691.pdf
※2017年2月26日付デクレ（政令）第17-98号は、2017年6月22日付デクレ（政令）第17-204号により補完、2021年4月24日付デクレ（政令）第21-158号により改正。	http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/Alg172358.pdf
再生可能エネルギーおよびエネルギー効率に関する委員会の創設、組織、機能に関する2019年10月20日付執行政令第19-280号。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2019/F2019065.pdf?znjo=65
※2019年10月20日付執行政令第19-280号は、2021年3月10日付デクレ政令第21-95号により改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-francais/2021/F2021020.pdf?znjo=20
法令（認証について）	リンク
再生可能エネルギーの発電源証明と証明書の使用に関する様式を定める2015年2月11日付執行政令第15-69号。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2015/F2015009.pdf?znjo=09
※2015年2月11日付執行政令第15-69号は、2017年5月22日付デクレ（政令）第17-167号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2017/F2017031.pdf?znjo=31

4 | 再生可能エネルギーに関する法令一覧 (2)

法令（助成金と固定価格買取制度について）	リンク
再生可能エネルギーの発電源証明と証明書の使用に関する様式を定める2015年2月11日付執行政令第15-69号。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2015/F2015009.pdf?znjo=09
※上記2015年2月11日付執行政令第15-69号は、2017年5月22日付デクレ（政令）第17-167号により改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2017/F2017031.pdf?znjo=31
電力生産の多様化にかかる費用への助成金付与条件を定めた2013年6月18日付デクレ（政令）第13-218号。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2013/F2013033.pdf?znjo=33
※上記2013年6月18日付デクレ（政令）第13-218号は、コージェネレーション方式で発電された電気の固定価格買取保証とその適用条件を定めた2014年9月1日付アレテ（条例）により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2015/F2015018.pdf?znjo=18
※上記2013年6月18日付デクレ（政令）第13-218号は、2017年5月22日付デクレ（政令）第17-166号により補完・改正。	https://www.energy.gov.dz/Media/galerie/decret_17-166_5b684c5741d24.pdf
※上記2013年6月18日付デクレ（政令）第13-218号は、2021年11月4日付執行政令第21-431号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/jo-francais/2021/F2021085.pdf
風力発電設備で発電された電気の固定価格保証とその適用条件を定める2014年2月2日付アレテ（条例）。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2014/F2014023.pdf?znjo=23
※上記2014年2月2日付アレテ（条例）は、2016年12月7日付アレテ（条例）により改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2017/F2017016.pdf?znjo=16

5 | 再生可能エネルギーに関する法令一覧 (3)

法令（助成金と固定価格買取制度について）	リンク
ソーラーパネル設備を用いて発電された電気に対する固定価格保証とその適用条件を定める2014年2月2日付アレテ（条例）。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2014/F2014023.pdf?znjo=23
※上記2014年2月2日付アレテ（条例）は、2016年11月22日付アレテ（条例）により補完。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2017/F2017013.pdf?znjo=13
コージェネレーション方式で発電された電気の固定価格買取保証とその適用条件を定めた2014年9月1日付アレテ（条例）。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2015/F2015018.pdf?znjo=18
※上記2014年9月1日付アレテ（条例）は、2016年12月7日付アレテ（条例）により補完。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2017/F2017016.pdf?znjo=16

6 | 再生可能エネルギーに関する法令一覧 (4)

法令 (資金について)	リンク
2010年財政法に関する2009年12月30日付法第09-09号第63条。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2009/F2009078.pdf?znjo=78
「エネルギー管理および再生可能エネルギーとコージェネレーションのための国家基金」と称する特別配分勘定第302-131号の運用手順を定める2015年12月13日付執行政令第15-319号。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2015/F2015068.pdf?znjo=68
※上記2015年12月13日付執行政令第15-319号は、2016年4月6日付執行政令第16-121号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2016/F2016022.pdf?znjo=22
※上記2015年12月13日付執行政令第15-319号は、2017年5月22日付執行政令第17-168号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2017/F2017031.pdf?znjo=31
※上記2015年12月13日付執行政令第15-319号は、2020年10月10日付執行政令第20-285号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-francais/2020/F2020061.pdf?znjo=61
※上記2015年12月13日付執行政令第15-319号は、2021年9月11日付執行政令第21-348号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-francais/2021/F2021070.pdf?znjo=70
「エネルギー管理および再生可能エネルギーとコージェネレーションのための国家基金」と称する特別配分勘定第302-131号に課される収入・支出の勘定名目の決定にかかる2020年2月25日付省令。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-francais/2020/F2020019.pdf?znjo=19
「エネルギー管理および再生可能エネルギーのための国家基金」と称する特別配分勘定第302-131号の監視・評価方法を定める2020年2月25日付省令。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-francais/2020/F2020019.pdf?znjo=19

7 | 再生可能エネルギーに関する法令一覧 (5)

法令（エネルギー使用量の削減・合理化について）	リンク
エネルギー推進・合理化機関設置案に関する1985年8月25日付デクレ（政令）第85-235号。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/1985/F1985036.pdf?znjo=36
※上記1985年8月25日付デクレ（政令）第85-235号は、エネルギー使用合理化推進庁（APRUE）の法的形態および組織の変更に関する1987年1月6日付デクレ（政令）第87-08号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/1987/F1987002.pdf?znjo=02
※上記1985年8月25日付デクレ（政令）第85-235号は、2004年9月25日付執行政令第04-314号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2004/F2004062.pdf?znjo=62
※上記1985年8月25日付デクレ（政令）第85-235号は、2021年3月17日付デクレ（政令）第85-235号および第21-106号により補完・改正。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-francais/2021/F2021022.pdf?znjo=22
法令（海外からの投資について）	リンク
戦略的性質を有する活動リストを定める2021年4月17日付執行政令第21-145号。	https://www.joradp.dz/FTP/JO-francais/2021/F2021030.pdf?znjo=30

8 | 省エネ政策に関する法令一覧

法令（持続可能な開発について）	リンク
持続可能な開発の枠組みにおける環境保護に関する 2003年7月19日付法第03-10号	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2003/F2003043.pdf?znjo=43
ガス、煙、蒸気、液体、固体粒子の大気中への排出規制、 ならびにそこで実施される検査条件を定めた2006年4月15日付執 行政令第06-138号	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2006/F2006024.pdf?znjo=24
緑地の管理、保護、開発に関する2007年5月13日付法第07-06号	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2007/F2007031.pdf?znjo=31
持続可能な開発の枠組みにおける再生可能エネルギーの促進に 関する2004年8月14日付法第04-09号	https://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2004/F2004052.pdf?znjo=52

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220032>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部中東アフリカ課



03-3582-5180



ORH@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載